

## 田辺広域休日急患診療所運営協議会規則

制定 平成7年5月1日 規則第2号

改正 平成7年11月20日 規則第3号

(趣旨)

**第1条** この規則は、田辺広域休日急患診療所設置及び管理条例（平成7年条例第2号）第12条の規定に基づき設置する田辺広域休日急患診療所運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

**第2条** 協議会は、田辺広域休日急患診療所（以下「診療所」という。）の円滑な運営を図るため、次の業務を行う。

- (1) 運営の企画及びその推進に関すること。
- (2) 調査及び研究に関すること。
- (3) その他必要な事項

(委員)

**第3条** 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 田辺周辺広域市町村圏組合管理者
- (2) 田辺周辺広域市町村圏組合副管理者
- (3) 田辺周辺広域市町村圏組合議会議長
- (4) 田辺周辺広域市町村圏組合議会副議長
- (5) 社団法人田辺市医師会会長
- (6) 西牟婁郡医師会会長
- (7) 日高医師会南部地区医師代表
- (8) 社団法人田辺西牟婁歯科医師会会長
- (9) 日高歯科医師会南部地区歯科医師代表
- (10) 田辺薬剤師会会長

2 委員の任期は、それぞれの役職の任期による。

(会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会長は、必要があると認めるときは、第3条第1項の委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

**第6条** 協議会の事務局は、田辺周辺広域市町村圏組合事務局に置く。

(雑則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成7年11月20日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。